

株式会社丸屋本社

次世代法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年2月1日～令和12年1月31日までの5年間

2. 内 容

目標1:育児休業を取得予定の社員及び育児休業から復職した社員に対するメンター制度を導入する。

<対策> 令和7年2月1日～

- 社員へのアンケート調査、検討開始
- 運用ルールの検討、メンター選定
- 運用ルールの決定、研修の実施、制度導入、社員への周知

目標2:令和10年までに従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間30時間未満とする。

<対策> 令和7年2月1日～

- 所定外労働の原因の分析等を行う
- 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施
- 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標3:令和10年までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間5日以上とする。

<対策> 令和7年2月1日～

- 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 休暇取得予定表の掲示や、取得状況の取り纏め等による取得促進の為の取組み開始